

定 款

(令和6年3月28日改正)

キリンホールディングス株式会社

キリンホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、キリンホールディングス株式会社と称し、英文では Kirin Holdings Company, Limited と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) ビールその他の酒類の製造販売
- (2) 清涼飲料その他の飲料の製造販売
- (3) 食料品の製造販売
- (4) 化学製品の製造販売
- (5) 医薬品及び医療用機械器具の製造販売及び輸出入
- (6) 健康に関連する商品の製造販売及びサービスの提供
- (7) 肥料及び飼料の製造販売
- (8) 不動産の売買、貸借及び管理運営
- (9) 倉庫業
- (10) スポーツ施設の経営
- (11) 飲食店及び宿泊施設の経営
- (12) 酒類、各種飲料等の製造用設備・その関連機器の設計、製作、設置工事、運営管理、それらの技術指導及び販売
- (13) 種苗及び花き、蔬菜、果実等農産物の生産販売
- (14) 金融業
- (15) 貨物自動車運送業
- (16) 前各号に附帯又は関連する事業

2. 当社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 1 億 7 千万 2 万 6, 000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第 10 条 株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きについては、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、予め公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年3月に招集する。

2. 臨時株主総会は、必要があるとき随時招集する。
3. 株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、予め取締役会が定める取締役がこれに当る。当該取締役にさしつかえがあるときは、予め取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載し、これを会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会並びに執行役員

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

第20条 当社の取締役は12名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議を経なければならない。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は取締役をもって組織し、会社の業務執行を決するとともに取締役の職務の執行を監督する。

(代表取締役、役付取締役及び執行役員)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長若干名を置くことができる。

2. 取締役会は、その決議によって会社を代表すべき取締役を選定する。
3. 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させる。
4. 取締役会は、その決議によって社長執行役員1名を選定するほか、会長執行役員1名、副社長執行役員及び常務執行役員各若干名を置くことができる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 29 条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第 30 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議を経なければならない。

(監査役会の権限)

第 34 条 監査役会は監査役をもって組織し、法令に定める権限を有するほか、その決議によって、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときは、これを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 37 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除

することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。以下同じ。)については、支払開始の日から5年を経過したときは、会社はその支払の義務を免れる。

2. 剰余金の配当金には利息をつけない。

以 上

昭和50年	3月28日	商法改正に伴い全面改正
昭和52年	1月1日	第3条改正（昭和51年4月28日始期付改正決議）
昭和53年	4月28日	第16条改正、附則全文削除
昭和55年	4月28日	第5条改正
昭和56年	4月28日	第16条改正
昭和57年	4月28日	第23条新設、第5条乃至第8条、第10条、第11条、第13条、第17条、第20条、第25条改正、附則新設
昭和59年	4月27日	第2条、第16条改正
昭和60年	4月26日	第2条改正、附則全文削除
昭和61年	4月28日	第16条改正
昭和63年	4月28日	第10条、第11条、第16条、第24条、第25条、第27条改正、附則新設（昭和63年12月31日限り削除）
平成2年	3月29日	第5条、第10条、第11条、第25条改正
平成3年	3月28日	第6条乃至第9条改正
平成4年	3月27日	第16条改正
平成6年	3月30日	第23条乃至第27条、第29条新設、第16条乃至第19条改正
平成7年	5月1日	第3条改正（平成7年3月30日始期付改正決議）
平成10年	3月27日	第5条改正
平成11年	3月30日	第2条、第5条改正
平成12年	3月30日	第2条、第5条改正
平成13年	3月29日	第5条改正
平成14年	3月28日	第5条乃至第8条、第17条、第24条改正
平成15年	3月28日	第7条、第8条、第10条、第14条、第16条、第18条、第25条、第31条改正、第33条削除、附則新設
平成16年	3月30日	第6条、第8条新設、第2条、第9条乃至第11条改正、附則全文削除のうえ附則第1条新設
平成18年	3月30日	第25条、第33条新設、附則第1条削除
平成18年	5月1日	第6条、第19条、第27条、第29条、第37条、第39条乃至第41条新設、第5条、第7条乃至第14条、第17条、第18条、第21条乃至第23条、第25条、第31条乃至第35条、第42条乃至第44条改正（平成18年3月30日始期付改正決議）
平成19年	3月28日	第10条、第17条新設、第18条、第22条改正
平成19年	7月1日	第1条、第2条改正（平成19年3月28日始期付改正決議）
平成20年	3月26日	第4条、第11条改正
平成21年	3月26日	第7条、第8条、第10条、第11条改正、第6条、第13条削除、附則新設（平成22年1月6日限り削除）
平成24年	3月29日	第13条改正
平成25年	3月28日	第3条改正、附則新設（平成25年5月10日限り削除）

平成 26 年 2 月 13 日 第 7 条改正、附則新設（平成 26 年 4 月 1 日限り削除）

令和 4 年 3 月 30 日 第 2 条、第 15 条、第 28 条、第 38 条改正、附則新設（令和 5 年
3 月 1 日限り削除）

令和 5 年 3 月 30 日 第 13 条改正

令和 6 年 3 月 28 日 第 14 条、第 25 条改正